

保健福祉課

☎ 健康増進係 (134 ~ 136) / 社会教育課 社会教育係 (421・424)

6月21日(日)~27日(土)

「ハンセン病問題を正しく理解する週間」に関するお知らせ

ハンセン病問題に対する解決の促進を図るために、県では「ハンセン病問題を正しく理解する週間」を定めています。誤った隔離政策によって強制的に隔離され、ご本人だけでなくご家族も偏見や差別を受け、多くの方々のかけがえのない人生が奪われました。病気が治っても家族の元へ帰れず、社会復帰が難しい状況にあり、今もなお多くの方々が、療養所での生活を余儀なくされています。長い間、偏見や差別に苦しめられたハンセン病であった方々や家族が、平穩に安心して生活できる地域づくりのために、また、二度とこのような悲しい歴史を繰り返さないために、私たち一人ひとりがハンセン病問題とは何かを正しく理解することが大切です。

令和元年11月に「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」が施行され、対象となるハンセン病元患者のご家族に補償金が支給されます。

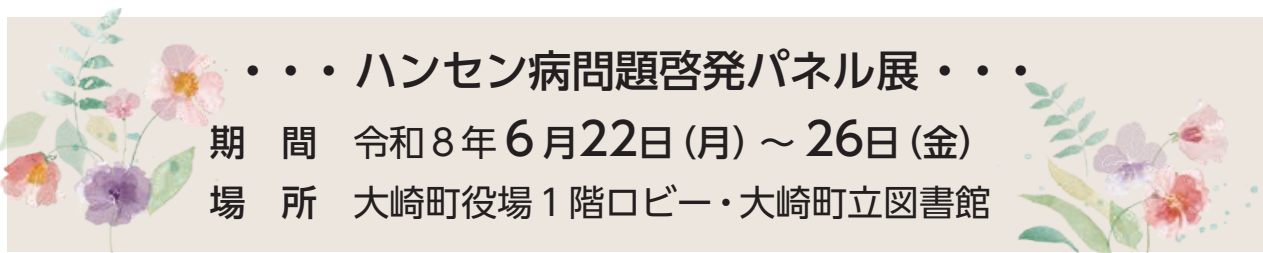
なお、補償金の請求期限は、令和11年11月21日までとなっています。

詳細は、厚生労働省ホームページか、窓口(03-3595-2262)にお問い合わせください。

・・・ハンセン病問題啓発パネル展・・・

期 間 令和8年6月22日(月)～26日(金)

場 所 大崎町役場 1階ロビー・大崎町立図書館



保健福祉課

☎ 健康増進係 (134 ~ 136) / 社会教育課 社会教育係 (421・424)

親子で学ぶハンセン病療養所(星塚敬愛園) 訪問の参加者募集

施設見学や入所者の方々との交流を通して、ハンセン病問題の歴史や人権の大切さを学ぶ貴重な機会です。

訪問日時	令和8年7月28日(火) 10:10～14:45
場所	国立療養所 星塚敬愛園(鹿屋市)
対象・定員	小・中・高校生と保護者、教職員など(先着40名・親子優先)
集合・解散	県庁集合(7:45) / 県庁解散(17:00) または現地集合(9:45) / 現地解散も可能です。
参加料	無料(集合場所までの交通費、昼食は各自負担)
募集期間	令和8年6月8日(月)～7月10日(金)
申込方法	電話、FAX、Eメールのいずれかで、以下の必要事項を連絡してください。
必要事項	訪問施設名(星塚敬愛園)、住所、参加者全員の氏名(ふりがな)、年齢、職業(または学年)、電話番号、参加経験の有無、集合場所

【お申込み・お問い合わせ先】 鹿児島県庁保健福祉部健康増進課 ハンセン病問題担当 ☎099-286-2720
FAX : 099-286-5556 Eメール : yobouka@pref.kagoshima.lg.jp